

くらし

身体または精神に重度の障がいを持っている人に
手当を支給します

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015



- 特別障害者手当**
受給資格者
政令で定める著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅で生活をしている20歳以上の者
- 受給できない場合**
・障害者支援施設や養護老人ホームなどに入所したとき
・病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院したとき
- 手当月額**（令和5年4月現在）
27,980円
- 障害児福祉手当**
受給資格者
政令で定める著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする、在宅で生活をしている20歳未満の者
- 受給できない場合**
・障がい支給事由とする公的年金を受給することができるとき
・障害児入所施設などに入所したとき
- 手当月額**（令和5年4月現在）
15,220円

初めて手当を受けるには
必要書類を添付して、福祉課へ認定請求書を提出してください。

所得状況届について
8月初めに対象者には「所得状況届等関係書類」を送付します。8月31日（木）までに、福祉課または各支所へ提出してください。

くらし

福祉年金を支給します

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

- 対象者**
・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、県発行の特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人
・7月1日時点で1年以上、市内に住所がある人
※転出入、死亡などにより支給に制限があります。
- 支給額（年額）**
8,000円～14,000円
※障がいの種類や程度、年齢により、支給額が異なります。
- ※65歳以上の人は、支給額の半額を支給します。
- 申請方法**
次の必要書類を持参の上、福祉課または各支所で申請してください。
- 必要書類**
・受給者証や各手帳
・振り込み先の口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）
※昨年7月2日～今年7月1日に、新たに手帳を取得した人、手帳の等級が変わった人、既に福祉年金を受給している人は、市から送付した申請書も必要です。
- ※福祉年金を受給している人が障がい者や指定難病でなくなった時や、振り込み先口座を変更する時は、届け出が必要です。
- ※障害者支援施設や老人ホームなどの入所者も支給対象となります。
- 支給方法**
12月中旬に指定口座に振り込み

お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

医療費が高額になりそうな時は健康課にご相談ください

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

入院など、医療費が高額になりそうな時は、事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の交付を受けてください。医療機関で保険証と一緒に提示すれば、自己負担限度額までの支払いで済みます。健康課または各支所で申請してください。

※自己負担額は、世帯の所得状況などにより異なります。
※負担区分によっては、交付を受けられない場合があります。

手続きに必要なもの
・後期高齢者医療被保険者証
・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
・運転免許証など本人確認ができるもの

※本人または世帯員が今年1月1日に市内に在住していなかった場合、その人の今年度の住民税・課税所得証明書または非課税証明書が必要となる場合があります。

住民税非課税世帯の区分Ⅱで、新たに91日以上入院がある場合は、食費軽減を受けるために再度申請が必要です。保険証、現在の認定証、入院日数を確認できる領収書などを持って、健康課または各支所で申請してください。

くらし

有料道路料金の障害者割引制度の要件が緩和されました

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

有料道路料金の障害者割引制度の見直しが行われ、3月27日（月）から要件が緩和されました。登録した1人1台のみの割引だけでなく、次の自動車登録なしの割引対象として加わりました。


- ・親族や知人の自動車
- ・レンタカー
- ・車検時の代車
- ・タクシー（要介護者のみ）
- ・福祉有料運送車両（要介護者のみ）など

障害者本人が搭乗し、料金所で手帳に貼ってある割引有効期限の書かれたシール部分を提示することで、割引になります。

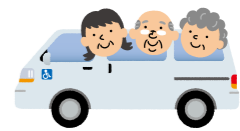
ただし、ETCを利用する場合は、これまでのように自動車の登録が必要です。登録した自動車のみETCでの割引が受けられます。

※事前に本割引の申請手続きが必須です。 制度の一部改正により、オンライン申請も可能になりました。

※詳細は、各高速道路株式会社へお問い合わせください。




▲オンライン申請はこちらから



健康

第33回健康教育講演会を開催します

▶問い合わせ 三豊・観音寺市医師会事務局 ☎62-2211

- 「筋肉は裏切らない、しっかり鍛えて健康長寿」
- 日時** 9月2日（土）
開場 午後1時30分
開演 午後2時
（終了時間は午後3時55分）
（観音寺市民会館）
- 内容**
第Ⅰ部 「フレイル」って
ご存じですか？
講師 小野 克明 氏
（三豊・観音寺市医師会 理事）
- 第Ⅱ部 健康寿命を延ばす！
カラダづくり
～みんなで筋肉体操～
講師 谷本 道哉 氏
（順天堂大学大学院 スポーツ健康科学研究科 先任准教授）
- 
- ▲谷本 道哉 氏